

令和6年度(2024年度)八王子市立小学校及び義務教育学校(前期課程)使用教科用図書の採択事務について

1 報告趣旨

令和6年度(2024年度)に八王子市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において使用する教科用図書(以下「教科書」という。)の採択事務について報告する。

2 報告内容

(1) 教科書採択について

ア 学校で使用する教科書を、種目(教科書の教科ごとに分類した単位をいう。)ごとに1種採択する。

イ 教科書を採択する権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、教育委員会に属する。

(2) 採択の時期

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、令和5年(2023年)8月31日までに行う。

(3) 採択の方法

「令和6年度(2024年度)八王子市立小学校及び義務教育学校(前期課程)使用教科用図書採択要綱」(別紙1)に基づき、教育委員会は「令和6年度(2024年度)八王子市立小学校及び義務教育学校(前期課程)使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置に関する要項」(別紙2)により設置した教科用図書選定資料作

成委員会の報告を参考にしながら、採択する。

3 参考

事務の流れについては「令和6年度（2024年度）八王子市立小学校及び義務教育学校（前期課程）使用教科用図書採択に係る事務の流れ」（別紙3）のとおり